

陽だまり

これからを
もっと
楽しむために!

取扱期間：令和元年10月1日（火）～令和2年3月31日（火）

特別金利

年 **0.10** %

（税引後0.079%）

月々5,000円から
積立できます!



月々積立で
安心生活を!



ご契約内容

ご契約期間が**1年以上5年以内**で、
給付契約金額が**12万円以上**の定期積金。
（毎月の払込金額は5,000円以上）

お払込方法

掛金の払込は普通貯金口座からの
自動振替扱いのみとなります。

2ヶ月に一度、年金が入る15日に振替することもできます!

取扱期間	●令和元年10月1日（火）～令和2年3月31日（火）	●店頭表示金利は原則として毎週見直ししており、預入日の店頭表示金利が適用となります。店頭表示金利は各支店窓口または当JAのホームページでご確認願います。
ご契約いただける方	●個人の方で、以下の条件のうちいずれかに該当される方 ①当JAで年金を受給されている方（指定手続き中を含む） ②当JAで年金を受給を予約されている方（満60歳以上の方で年金おまかせサービスに登録していただき年金予約申込書を提出いただいた方）	●平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に受け取る利息については、復興特別所得税を付加した20.315%の税金が差し引かれます。
対象契約期間	●1年以上5年以内	●満期日前に中途解約する場合は、当JA所定の中途解約利率を適用いたします。
給付契約金額	●12万円以上（毎月の払込金額は5,000円以上）	●払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べいたします。または契約時の約定利率の割合による延滞利息をいただきます。
対象払込方法	●契約時の毎回の払込（ボーナスによる払込を含みます）方法が貯金口座振替の契約に限ります。	●定期積金の満期日以後の利息は、解約日における所定の普通貯金利率により計算いたします。
		●金利情勢の変化により、金利を変更または取扱いを中止させていただく場合がございます。
		●定期積金は貯金保険の対象です。当JAにお預入れの貯金について、1貯金者あたり元本合計1,000万円までとその利息が保護されます。
		●「定期積金」の商品内容については、商品概要説明書に記載しております。

年金定期積金「陽だまり」

(令和元年10月1日現在適用中)

1. 名称	●年金定期積金「陽だまり」
2. 取扱期間	●令和元年10月1日(火)～令和2年3月31日(火) ※大幅に金利が変動したときは、条件の変更や取り扱いを中止する場合があります。
3. 取扱条件	●個人の方で、以下の条件のうちいずれかに該当される方 ①当JAで年金を受給されている方(指定手続き中を含む) ②当JAで年金の受給を予約されている方(満60歳以上の方で年金おまかせサービスに登録していただき年金予約申込書を提出していただいた方)
4. 対象商品 (1)対象商品 (2)対象契約期間 (3)給付契約金額 (4)対象払込方法	●定期積金 ●1年以上5年以内 ●12万円以上(毎月の払込金額が5,000円以上) ●契約時の毎回の払込(ボーナスによる払込を含みます)方法が貯金口座振替の契約に限ります。
5. 給付補填金 (1)適用利回り (2)税金 (3)金利情報	●お預入日から満期日まで0.10%(税引後0.079%)の利回りを適用します。 ●20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※平成25年1月1日～平成49年12月31日までに受け取る利息については、復興特別所得税0.315%が追加課税されます。 ●金利は店頭のコピー表示ボードに表示しています。
6. 手数料	●なし
7. 中途解約時の取扱い	●満期日前に中途解約する場合は、当JA所定の中途解約利率を適用いたします。
8. 貯金保険制度 (公的制度)	●保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
9. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	●苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または信用共済部金融課(電話:0184-27-1665)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、一般社団法人JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも苦情等を受け付けております。 ●紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA信用共済部金融課またはJAバンク相談所にお申し出ください。 仙台弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。)
10. その他参考となる事項	●公的年金受給口座のある支店窓口、年金予約申込書を提出された支店窓口にてお申し込み願います。 ●「定期積金」の商品内容については、商品概要説明書に記載しています。